

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年8月12日（平成28年（行情）諮問第497号）

答申日：平成28年11月1日（平成28年度（行情）答申第494号）

事件名：テレパシーテクノロジー（システム）等に関する文書の不開示決定  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「テレパシーテクノロジー（システム）、思考盗聴、マインドリーディングマシン、人の頭の中で考えた言葉、イメージ、五感などを体感（無線で）できる技術」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成28年3月24日付け閣安保第241号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）国会議員や大臣の間にも噂となってこの技術のことが広がっており、ぜひ内閣総理大臣に聴取をお願いしたいです。もう既に、そのようなものはこの世に存在しないと言えないほど広がっています。僕はその被害者です。大変精神的苦痛を受け困っています。人生を十数年奪われました。この先将来が不安です。どうか救済をお願いします。

（2）平成28年2月25日の新聞やネットで「政官接触、内閣人事局に記録存在。任意の備忘録」、といった記事を見ました。これもまた情報公開請求では、「そのようなものはない」と言われたものです。

つまり、「政官接触記録でないと開示しなかった。請求してもだからない、保有していない」といった事でしたが、今回の僕の件もこれと同じで、「記録されていない、だから保有していない」といったことになったのではないのでしょうか。どこかにあると思います。詳しく審議してください。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書を求める行政文書開示請求に

対して、処分庁において、法9条2項に基づき、原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

## 2 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「この世に存在しないと云えない」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月12日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月28日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「テレパシーテクノロジー（システム）、思考盗聴、マインドリーディングマシン、人の頭の中で考えた言葉、イメージ、五感などを体感（無線で）できる技術」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 処分庁においては本件対象文書の内容に係る施策や会議運営などは実施していない。

イ 本件対象文書の有無について、処分庁の共有ドライブ、執務室内、書庫等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の存在を確認することができなかった旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久